

研究教育活動

客員教授

ジェラルド・エルティーク

スイス連邦工科大学チューリッヒ校教授

(2005年6月～2005年7月)

<プロフィール>

ジュネーブ大学で学んだ後、1980年、テキサス大学オースティン校ロースクール修士号取得(比較法)、1983年ジュネーブ大学ロースクールよりPh.D.取得。同年よりジュネーブ大学助教授、1987年同教授を経て、1995年より現職。専門は法と経済学、知的財産法。1ヶ月の滞在中、第24回シンポジウムにおいて‘Increasing Director Independence: The Flaws in Current Reforms and How to Address Them’と題して報告、また法科大学院サマースクールでは‘The Anatomy of Corporate Law’の授業を担当。

主要著書：

European Business Law: Legal and Economic Analysis on Integration and Harmonization, co-ed., de Gruyter, 1996 (First ed. 1991); ‘Corporate Governance in the United States as Seen from Europe’, *Columbia Business Law Review*, 1998; ‘Efficient Fostering of EU Regulatory Competition’, 76 *Schweizerische Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 2004; *The Anatomy of Corporate Law: A Comparative and Functional Approach*, co-authored, Oxford University Press, 2004.

ハラルド・バウム

マックス・プランク研究所主任研究員

(2005年9月～2005年10月)

<プロフィール>

ハンブルグ大学、フライブルグ大学で学んだ後、1984年ハンブルグ大学LL.D.、2004年同大学Ph.D.取得。1985年マックス・プランク研究所研究員、1990年～1991年日本学術振興会研究員(京都大学)を経て、1992年より現職。専門は商法、コーポレートガバナンス。1ヶ月の滞在中、第178回比較法政セミナーにおいて「EUとドイツの企業買収法 - 規制モデルの比較分析」と題して報告。また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol. 3 に寄稿。

主要著書：

Japan: Economic Success and Legal System, Walter de Gruyter, 1997; ‘Der japanische “Big Band” 2001 und das tradierte Regulierungsmodell: ein regulatorischer Paradigmenwechsel?’, *RebelsZ* 64, 2000; ‘最近の共同体法の展開に伴うドイツ資本市場法および会社法の改正」(『ワールドワイドビジネスレビュー』第4巻法的研究特集号2003年); ‘Changes in Ownership, Governance, and Regulation of Stock Exchanges in Germany: Path Dependent Progress and an Unfinished Agenda’, *European Business Organization Law Review (EBOR)*, 2004; ‘Commercial Law and Corporate Law in Japan: Legal and Economic Developments After 1868’, co-authored, *A History of Law in Japan Since 1868*, Leiden, Boston, 2005; *Corporate Governance in Context: Corporations, State, and Markets in Europe, Japan, and the US*, co-ed., Oxford University Press, Oxford, 2005.

ミレイユ・デルマス - マーティ

コレージュ・ド・フランス教授

(2005年10月～2005年11月)

<プロフィール>

パリ大学で学んだ後、1969年パリ第1大学よりPh.D.を取得。リール第2大学、パリ第11大学、パリ第1大学教授を経て、2002年より現職。1ヶ月の滞在中、本学国際法研究会との共催による第182回ICCLPセミナーにおいて「比較法と国際法 - 多元主義を秩序づける方法」と題して報告。また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol. 3 に寄稿。

主要著書：

Pour un droit commun, Seuil, 1994 (English trans., Cambridge University Press, 2002); *Trois défis pour un droit mondial*, Seoul, 1998 (Chinese trans., éd. juridiques de chine, Beijing, 2000, English trans., Transnational publishers, 2003).

二宮正人

サンパウロ大学教授

(2005年11月～2006年2月)

<プロフィール>

サンパウロ大学、東京大学で学んだ後、サンパウロ大学助教授を経て、1986年より同大学法学部博士教授。専門は国籍法、国際私法、出稼ぎ問題。滞在中、「イペロ・アメリカ法」を担当。また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol. 3 に寄稿。

主要著書：

『ブラジル法要説—法令・判例へのアプローチ』(共編著 アジア経済出版会、1993年) 『日本・ブラジル両国における日系人の労働と生活』(共著 日刊労働通信社、1994年) 『ブラジル開発法の諸相』(共編著 アジア経済出版会、1994年) 『ポ日法律用語集』(共編著 有斐閣、2000年) 『在日外国人に対する法情報提供』(『ジュリスト』1284号 2005年)

趙 弘植

ソウル国立大学助教授

(2005年12月～2006年8月)

<プロフィール>

ソウル国立大学で学び、1989年より1991年まで釜山地方判事、1995年カリフォルニア大学バークレイ校よりLL.D取得し1996年カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール客員研究員、1997年ソウル国立大学法学部講師を経て、2003年より現職。また韓国環境省法改正小委員会委員を経験し、韓国及び米国ニューヨーク州弁護士資格を持つ。専門は行政法。

主要論文：

‘An Overview of Korean Environmental Law’, *Environmental Law*, 1999; ‘Law and Politics in Environmental Protection: A Case Study on Korea’, *Journal of Korean Law*, 2002.

短期招聘

寄付講座「国際資本市場法（東京証券取引所）」及び学術振興野村基金助成金により、5名の研究者・実務家を短期招聘し、比較法政セミナーを開催した。

氏 名：リチャード・M・アルダーマン
所 属：ヒューストン大学ローセンター教授
期 間：2005.5.2 - 2005.5.14
専 門：消費者保護法

氏 名：ヘンリー・E・スミス
所 属：イェール大学ロースクール教授
期 間：2005.5.26 - 2005.6.2
専 門：商法

氏 名：スティーブン・L・シュウォーツ
所 属：デューク大学ロースクール教授
期 間：2005.7.11 - 2005.7.21
専 門：民事訴訟法

氏 名：フローランス・アージェル
所 属：国立政治学財団付属現代フランス政治研究所研究主任
期 間：2005.10.20 - 2005.10.31
専 門：政党社会学、政治化過程の研究

氏 名：ジャック・ジャコブス
所 属：デラウェア州最高裁判所裁判官
期 間：2005.11.12 - 2005.11.15

比較法政シンポジウム

第 22 回比較法政シンポジウム 2005. 6.10 - 12

トクヴィル生誕 200 年記念国際シンポジウム「アメリカとフランス - 二つのデモクラシー？」

6 月 10 日 東京大学山上会館

進行： フランソワーズ・サバン 日仏会館フランス学長

挨拶： ベルナール・ド・モンフェラン 駐日フランス大使

小倉和夫 国際交流基金理事長

佐々木 毅 学習院大学教授・東京大学前総長

基調講演

進行： 三浦信孝 中央大学教授

報告： 樋口陽一 東京大学名誉教授

オリヴィエ・ザンツ ヴァージニア大学教授・トクヴィル協会会長

セッション 1 「トクヴィルはどう読まれてきたか？」

司会： 宇野重規 東京大学助教授

報告： フランソワーズ・メロニオ ソルボンヌ大学教授

ジェームズ・シュライファー カレッジ・オブ・ニューロシェル教授

討論： 松本礼二 早稲田大学教授

(セッション 2 ~ 6 は 6 月 11 日 ~ 12 日に日仏会館主催により日仏会館ホールで開催された。)

共催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」他

第 23 回比較法政シンポジウム 2005. 7.1 - 2 東京国際フォーラム・ホール D 5

「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」

7 月 1 日 *Soft Law and Social Norms: Theory and Practice*

開会挨拶：神田秀樹 東京大学教授・COE プログラム拠点リーダー代理

主 題：Soft Law in Domestic and International Settings

報 告：エリック・A・ボズナー シカゴ大学教授

主 題：The Development of Trade Customs in International Sales

報 告：クレイトン・P・ジレット ニューヨーク大学教授

主 題：The State of Debate over the Incorporation Strategy in Commercial Law

報 告：スティーブン・D・ウォルト ヴァージニア大学教授

主 題：The Evolution of Social Norm: Economic Modeling

報 告：藤田友敬 東京大学教授

松村敏弘 東京大学助教授

コメント：ロバート・C・エリクソン イェール大学教授

閉会挨拶：神田秀樹

7月2日 ソフトローと国際社会

総合司会：神田秀樹

挨拶：神田秀樹

主 題：ソフトロー論の系譜 - 国際法学の立場から

報 告：齋藤民徒 COE プログラム特任研究員

コメント：岩月直樹 立教大学助教授

主 題：「企業の社会的責任」へのソフトローの拡張？ - EUにおける近時の動向

報 告：神作裕之 東京大学教授・COE プログラム事業推進担当者

コメント：野田 博 一橋大学教授

主 題：国際商取引におけるソフトロー - 国際慣習・レックスメルカトリーア・私的団体による規則その他

報 告：柏木 昇 中央大学法科大学院教授

コメント：小塚荘一郎 上智大学法科大学院教授

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」

協 力：株式会社 商事法務

第 24 回比較法政シンポジウム 2005. 7.22 サントリーホール・小ホール

「現代会社法制の世界的潮流」

オープニング：ピアノ演奏：中島 剛

挨拶・司会：宮廻美明 東京大学教授

主 題：America's Law of Defensive Tactics: What Happened in Delaware and Will It Happen Elsewhere?

報 告：レイニア・クラークマン ハーバードロースクール教授

主 題：Increasing Director Independence: the Flaws in Current Reforms and How to Address Them

報 告：ジェラルド・エルティーク スイス連邦工科大学チューリッヒ教授

主 題：From Corporate Governance to Corporate Social Responsibility

報 告：ジャック・ビュアール 弁護士・ハーバート・スミス パリ所長

コメント：マーク・ラムザイヤー ハーバードロースクール教授

ブルース・アロンソン クレイトンロースクール助教授

質疑応答

まとめ：神田秀樹 東京大学教授・COE プログラム拠点リーダー代理

第 25 回比較法政シンポジウム 2005. 9.29 東京全日空ホテル 37 階 バンケットルーム

「EU憲法条約とヨーロッパ政体の将来像」

司会：平島健司 東京大学教授・COE プログラム事業推進担当者

挨拶：高橋 進 東京大学教授・COE プログラム拠点リーダー

セッション 1

主題：Federal and Democratic? Reflections on Democracy and the Constitution of the EU

報告：アルトゥール・ベンツ ハーゲン大学教授

コメント：網谷龍介 神戸大学教授

セッション 2

主題：Why the EU is Undemocratic, and What Should be Done About It

報告：サイモン・ヒックス ロンドン大学教授

コメント：小川有美 立教大学教授

セッション 3

パネルディスカッション

司会：高橋 進

パネリスト：平島健司、アルトゥール・ベンツ、網谷龍介、サイモン ヒックス、小川有美、吉田 徹 日本学術振興会特別研究員（東京大学）

共催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」

神戸大学 21 世紀 COE プログラム「市場化社会の法動態学」研究センター（CDAMS）

<レポート>

小館尚文

東京大学 21 世紀 COE プログラム特任研究員

はじめに

本年 5 月から 6 月初頭にかけて、EU 憲法条約についての国民投票がフランスとオランダで行われ、その結果、両国で否決されるという EU にとっての緊急事態が生じたことはよく知られる通りである。その直後の 6 月 11 日には東京大学大学院法学政治学研究科高橋進教授のイニシャティブで、国内の若手欧州研究者が集まり、「EU の危機に関する研究会」が実施された。（当該研究会の報告に関しては生活経済政策研究所『生活経済政策』第 104 号（9 月号）、また討論も含めた詳しい内容については別 Occasional Paper『変調するヨーロッパ政治』（高橋進・元田結花（編））を参照されたい。

その後も続く緊迫感溢れる EU の現状と将来像をめぐって、本場の研究者も交えながらさらに議論を深めたいという趣旨で開催されたのが本シンポジウムであった。ドイツからはアルトゥール・ベンツ教授（Arthur Benz ハーゲン大学）、イギリスからはサイモン・ヒックス教授（Simon Hix ロンドン大学）が招かれ、日本からは司会者として、平島健司・東京大学社会科学研究所教授、コメンテーターおよび討論者として網谷龍介・神戸大学大学院法学研究科教授、小川有美・立教大学教授、吉田徹・日本学術振興会特別研究員研究員が参加した。なお、本シンポジウムは、東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」、同大学院法学政

治学研究科比較法政国際センター、神戸大学 21 世紀 COE プログラム「市場化社会の法動態学」研究センターの共催、さらに朝日新聞社（寄附講座「政治とマスメディア」）の協力をもとに実現したものである。

シンポジウムの構成について

シンポジウムは三部構成である。第一セッションでは、ベントツ教授が「連邦制と民主主義の両立は可能か？EU 憲法と民主政再考（“Federal and Democratic? Reflections on Democracy and the Constitution of the EU”）」と題する報告を行った後、EU およびドイツ・オーストリアの政治史を専門とする網谷教授がコメントし、続く第二セッションでは、ヒックス教授の報告「EU が非民主的である理由とその解決への糸口（“Why the EU is Undemocratic and What should be Done about It”）」に続いて、同様の形式で EU・北欧諸国を主なフィールドとする小川教授がコメントした。休憩を挟んだ最後の第三セッション（パネル・ディスカッション）では、高橋進教授が総合司会を務め、以上 4 人の報告者およびコメンテーターに加えて、平島健司教授と吉田徹・日本学術振興会特別研究員研究員が討論者として加わり、フロアを交えながら活発な議論が行われた。

シンポジウム概要

はじめに、高橋進教授（東京大学 21 世紀 COE プログラム研究拠点リーダー）が本シンポジウムの開催に至った経緯について紹介し、平島健司教授による司会とともにシンポジウムのセッションが幕を開けた。

第一セッションのベントツ報告では、まず欧州統合に強く作用してきた集権的なモメントへの指摘がなされた。集権的といっても、一様ではなく、偏った「選択的集権」（selective centralisation）が生じた結果、現在の EU には多様な民主制が内包される疑似連邦制が形成された。すなわち、外交・軍事・徴税など重要な機能が国家レベルに残されたことでその上位にある EU レベルでは最も弱い共同体意識しか生まれていないということを主張する。そのため、伝統的な連邦制の概念に沿った形で今日の EU の制度的配置を調整していくことは困難である。このような「民主的」かつ「連邦的」という要素を両立させることが難しいように思われる EU の政体では新たなスタイルのガバナンスが求められることになろう。討論者である網谷氏からは、主にシャルプの「共同決定の罠」（joint-decision trap）との違いの有無について質問が提起された。これに対して、ベントツ氏は、シャルプ（F.W. Sharpf）の概念では、連邦制にみられる役割分担、管轄の重なり合いが決定に対してもたらすマイナスの要素が強調されるが、自身の考えは必ずしもこの解釈に与するものではないと述べた。加盟国の議会に対するモニターが可能となりかつできるだけ柔軟性を残す形で整備していくことが好ましいと考え、緩やかな結合（loose-coupling）を提案する。網谷氏は EU を超えた民主制一般についてさらに一步踏み込み、国民の代表としての議会の役割が大きな変化の中にあることをいかに捉えるべきかという大きな問いかけも行った。

続く第二セッションでは、ヒックス氏がベントツ報告とは異なるアプローチで「民主主義の赤字」について議論を展開した。マヨーネ（G. Majone）およびモラヴチック（A. Moravcsik）の各論考を題材

にしながら、両者が同様の結論、すなわち「EUに民主主義の赤字は存在しない」という主張にどのようにして至ったかというロジックが丁寧に解説された。マヨーネは、単一市場の規制を主な存在事由とするEUには、民主主義の危機ではなく、むしろ正統性の危機が存在すると説く。そもそもEU大の有権者を巻き込んだ民主主義の強化など望まれていないという見解である。これに対して、モラヴチックは、EUの政府間主義という手続きやEU議会の強化といった制度的変化によって間接的にであってもEUの民主主義は充足されていると主張する。これに対して、ヒックス氏は、民主制をめぐる理論家フォレスダール氏(A.Føllesdal オスロ大学)との共同研究の結果をもとに、両者の議論をテクノクラートの批判とする。そのうえで、野党の存在と選挙を通じた民主的プロセスは、政権と政策を結びつけるうえで非常に重要な機能を担っていると主張する。EU憲法の改正をめぐる議論に欠けていたのは、改革の中身という以上により開かれた競争を実現しようとする政治的取り組みへの意思表示であった。討論者として小川氏は、憲法制定を目指したこの野心的な改革に異議を唱える見解には賛成の立場を示しながら、一方でヒックス氏のような左右対立の政党間競争をヨーロッパレベルに持ち込むことの意義に疑問を呈した。とりわけ、ヨーロッパ大で重視される領域的次元の政治化はこうした二項対立で掬いとれない可能性を指摘する。さらに、小川氏は欧州統合が主に法整備の観点から急速に進展してきたというユニークな特徴を他の地域主義の取り組みとの比較から述べたうえで、政治主導の統合の実際の効果や今後の意義付けについても問いかけた。

第三セッションは、冒頭で記したようにパネルディスカッションの形式で行われた。まず、二人の報告者ベンツ・ヒックス両氏が、討論者の二人(網谷・小川両氏)のコメントに応答した。ベンツ氏はドイツ型の協調的連邦制とEU型連邦制との差異に目を向ける必要性を説いた。ドイツにおいては、競争的な政党政治と連邦制度が「強」連結するシステム関係(tight-coupling)があると述べ、それゆえに改革が行き詰まるという事態に陥るのだと指摘した。一方、EUでは、マルチレベル・ガバナンスという言葉に要約されるようにセクター間交渉やベストプラクティスといわれる優れた政策の移転なども行われ、こうした試みが正統性を高める仕組みになっていると主張する。また、ヒックス氏は、小川氏のコメントに対してEU憲法についてフランス・オランダでの国民投票の否決を受けて、今後しばらくはEUの正統性を高めるための制度改革は控えた方がよいとも述べている。領域性をめぐるEU内部の政治的対立も、激しい二大政党制の議論の中で解決、取り組まれるようになってきたことを根拠の一つとして示した。続いて、平島氏は、今度はパネリストとしてヨーロッパ福祉国家の将来についてベンツ氏に対して問いかけるとともに、憲法条約の改正と今後の展望についての疑問をヒックス氏に投げかけた。前者については、福祉国家の機能が国家レベルに残される状況に変化はないだろうという予測が語られ、後者については憲法条約が従来と異なり、政策的ゴールを持たない単に制度上の改革を狙ったはじめての試みであったことが指摘された。エリート層および一般市民層の両方から支持を取り付けられなかった原因の一端がここに見いだされるわけである。

さらにディスカッションは続き、政党政治が政策へ及ぼすことのできる影響力にかけりがみられるという現状把握とともに、ヒックス見解を「ウェストミンスター・モデル」的過ぎるという

批判が網谷から出された。政党間競争が持つ効果が疑わしいというこの見方にヒックス氏は反駁し、政党の影響力が限られているように見える理由には、EUの存在そのものがあり、政策の幅が制約されているためだと述べた。その意味において、EUレベルの政治について、ウェストミンスター型かコンセンサス型かという問いの立て方は誤っているという論理展開である。また、小川氏からは第三国からの移民の受け入れが欧州レベルで争点化していることや「大統領化」や強いリーダーを中心とするポピュリスティックな傾向があることについて、その是非についての質問が出された。二つの質問はともにEUの政体について問われたものだが、ベンツ・ヒックス両氏そろって肯定的かつ前向きに捉えている。EUレベルでの難民・移民政策の進展や取り組みはEUの正統性を高めることにつながり、また、ドロール時代のようにEUの「顔」が見えることも、透明性の確保や政治的競争を促すうえで大切であるとの主張である。同じくパネリストの吉田氏からは、フランス政治の専門家として、ドイツ・イギリスからの視点を補完する意味合いも持つ質問が投げかけられた。まず、ドイツ・オランダにみられるようなネオコーポラティスト的枠組みを持たない集権的国家フランスとの整合性について問われたベンツ氏は、EUレベルに出現しつつある新たなガヴァナンスの特徴を再び挙げながら、連邦制と民主制が両立できないとは限らないと応じた。また、自身の過去の論文に言及され欧州議会選挙の二次的性格について問いかけられたヒックス氏は、これを認めつつも、現行のEUが直面している改革状況に照らしてみた場合、ヨーロッパ問題をめぐる政党間競争はなくてはならないと判断していると述べた。

こうして、激しく議論が交わされた後、フロアからはいくつかの質問やコメントが寄せられた。まず、国際基督教大学の岩崎澄子氏は、欧州議会内部の決定方式（絶対多数決および特定多数決をめぐる規則）こそが、欧州人民党（EPP: キリスト教民主及び保守系）と欧州社会民主党（PES: 社民党および労働党）による二大政党中心の中道的政策を生む要因となっているのではないかという点についてヒックス氏に質問した。これには確かに決定方式は重要と譲歩しながらも、欧州議会内投票行動の観点からみれば、投票率の上昇とともに絶対・単純多数決の違いによる影響は、減少傾向にあると述べてヒックス氏は自らの主張の妥当性を訴えた。また二つ目の質問は、田中俊郎・慶應義塾大学教授から出されたものであり、欧州憲法条約の今後についてパネリストの所見を問うものだった。これについて、ベンツ・ヒックス両教授はともにフランスおよびオランダでの国民投票による否決で条約批准への動きは「行き詰まった」と考えており、特に、ベンツ氏はこの統合の停滞期を活かして補完性原則やマルチレベルの諸機関の管轄権について大いに議論される必要があると述べた。

最後は、クラウス・ゲーツ教授（K.Goetz ポツダム大学）によるコメントで、二人の報告が実は「正統性をめぐる問題」と「民主主義の赤字」という混同されてはならない事柄について扱ったものであるという指摘がなされた。それぞれ異なる問題である以上、民主的なプロセスを現在のEUに組み込んでいくことで正統性問題が解決されるわけではないという主張である。また、憲法条約に対しても圧倒的賛成が示された親統合派のスペインと懐疑的なデンマークといった極端な支持状況の差があるにも拘らず、この点について報告では触れられていなかったことにも注意を喚起した。ヒックス氏は、前者に関して強く反駁し、単一市場を構築していくパレート最

適化の統合プロセスが役割を終えた今日では、EUの拡大深化、再配分または再規制政策によって、勝ち組/負け組といった二分化が生じていくからこそ、民主的プロセスによって民意を問うことが求められているのであり、正統化と民主政の問題はの場合大きく重なり合うものであると主張した。ベントツ氏も正統化と民主政の問題は区別されるべきではあるが、一緒に語られることの意義を強調した。

おわりに：EUシンポジウムの意義

こうして、欧州と日本のヨーロッパ研究者が会してEUの「^{いま}現在」を検討するという企画は、一応幕を閉じた。タイムリーだったこともあるが、「民主主義の赤字」といったEUが統合史上ずっと抱えてきた制度上の問題に至るまで、踏み込んだ専門的議論が参加者を巻き込む形で展開できたのは大きな収穫だった。トルコのEU加盟交渉の是非をめぐる各国内の意見対立やEUの財政調整制度の見直しをめぐる議論の紛糾などその後もEUをめぐる問題は、鬱積し波乱含みの様相を呈してはいる。しかし、それだからこそ、かえって政治が創り出す政策や政体といった観点からEUを捉える作業は重要かつ興味深く、また地域性を超えて日本政治、国際政治の研究者にとっても示唆を与えることのできる政治の「実験場」となっていると見える。今回のシンポジウムを通じて、日本におけるヨーロッパ研究の意義も再確認されるとともに、研究者間の「距離」は地理的空間を超えて今後さらに縮まっていくであろうということが強く感じられた。シンポジウムの終了後もレセプションに議論が持ち越されたのはもちろん、次なる機会にさらなる期待が寄せられるものであったといえよう。

(* 『EUシンポジウム"The EU Constitutional Treaty and the Future of the European Project"』(高橋進・平島健司 共編、COE「先進国における《政策システム》の創出」Occasional Paper 2005)より転載。)

第26回比較法政シンポジウム 2005.11.26 川崎日航ホテル

「第二次地方分権改革への展望」

セッション1 第一次地方分権改革を検証する

若手研究者・実務家による地方分権推進委員会関係資料を活用した研究発表及び電子化資料集のデモンストレーション

セッション2 鼎談「韓日の分権改革に参画して」

呉 在 韓国全南大学校教授

大森 彌 東京大学名誉教授

森田 朗 東京大学公共政策大学院長・COEプログラム事業推進担当者

セッション3 パネルディスカッション「分権改革の現在」

A 三位一体の地方財政改革 - 法律学・経済学・行政学の視点から

パネリスト：櫻井敬子 学習院大学教授 「三位一体改革の法律学的検討」

沼尾波子 日本大学助教授 「三位一体改革の経過と展望」

土居丈朗 慶應義塾大学助教授 「三位一体改革の経済学的検討」

金井利之 東京大学助教授 「三位一体改革の行政学的検討」

司会：金井利之

B 韓日の分権改革 - その動向 / 国・自治体間の紛争調整制度

パネリスト：姜 再鎬 釜山大学校福教授 「韓国の分権改革の動向」

李 相鎮 韓国国務調整室・東京大学客員研究員 「韓国における国・自治体間の
紛争調整の制度」

伊藤正次 首都大学東京准教授 「日本の分権改革の動向」

島村 健 神戸大学助教授 「日本における国・自治体間の紛争調整の制度」

司会：田口一博 COE 特任講師

共催：東京大学 21 世紀 COE プログラム 「先進国における《政策システム》の創出」他

後援：川崎市、自治体学会

第 27 回比較法政シンポジウム 2006.2.24 コンファレンススクエア エムプラス

「企業の内部統制 - その問題点と最近の動き」

司会：宮廻美明 東京大学教授

挨拶：神田秀樹 東京大学教授・COE プログラム拠点リーダ代理

主題：内部統制をめぐる最近の動きと企業の課題

報告：宮廻美明

主題：新会社法と内部統制のあり方

報告：神田秀樹

主題：委員会等設置会社における内部統制

報告：小林利治 株式会社東芝 執行役常務法務部長

主題：住友商事におけるインターナルコントロール・プロジェクト

報告：鷲地隆継 住友商事株式会社 ファイナンシャル業務部長

主題：実務から見た内部統制の問題点

報告：武井一浩 東京大学法科大学院客員助教授・弁護士

質疑応答

協力：株式会社東京証券取引所

比較法政セミナー・フォーラム

比較法政セミナー

第 166 回比較法政セミナー 2005.4.18

主 題：イギリスにおける医療事故の取扱い
報 告：セバスチャン・ルーカス ロンドン大学教授・病理学者
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会 他

第 167 回比較法政セミナー 2005.5.9

主 題：アメリカ消費者法の発展 - テキサス州での展開に注目しつつ
報 告：リチャード・M・アルダーマン ヒューストン大学ローセンター教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：廣瀬久和 教授
共 催：民法懇話会 他

第 168 回比較法政セミナー 2005.5.27

主 題：自力救済と財産の性格
報 告：ヘンリー・E・スミス イェール大学ロースクール教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：神田秀樹 教授

第 169 回比較法政セミナー 2005.6.2

主 題：アメリカにおける臨床的法学教育 - 昨日、今日、そして明日
報 告：デイビッド・A・サンタクローチェ ミシガン大学ロースクール教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 170 回比較法政セミナー 2005.6.16

主 題：行政立法のあり方について欧米の比較
報 告：ピーター・L・ストラウス コロンビア大学ロースクール教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 171 回比較法政セミナー 2005.6.16

主 題：台湾労働法の形成と発展
報 告：王 能君 国立台湾大学法律学院助教授
用 語：日本語
司 会：チェン ポール 教授
共 催：寄付講座「富邦文教基金会台湾研究」(「第 1 回台湾の法文化特別セミナー」)

第 172 回比較法政セミナー 2005.6.22

主 題：アメリカにおける住宅政策の展開と弁護士の役割
報 告：ロシェル・E・レント ミシガン大学ロースクール教授
用 語：英語 (日本語抄訳あり)
司 会：寺尾美子 教授
共 催：英米法研究会

第 173 回比較法政セミナー 2005.6.30

主 題：台湾の刑事訴訟法改革の成功物語 - 日本法からの継承と適応について
報 告：王 兆鵬 国立台湾大学法律学院助教授
用 語：英語
司 会：チェン ポール 教授
共 催：寄付講座「富邦文教基金会台湾研究」(「第 2 回台湾の法文化特別セミナー」)

第 174 回比較法政セミナー 2005.7.14

主 題：台湾の法学教育及び改革の必要性について
報 告：羅 昌發 国立台湾大学法律学院院长
用 語：英語
司 会：チェン ポール 教授
共 催：寄付講座「富邦文教基金会台湾研究」(「第 3 回台湾の法文化特別セミナー」)

第 175 回比較法政セミナー 2005.7.15

主 題：証券化とストラクチャード・ファイナンスにおける概念の発展
報 告：スティーブン・L・シュウォーツ デューク大学ロースクール教授
用 語：英語 (神田秀樹教授による日本語抄訳あり)
司 会：伊藤 眞 教授

第 176 回比較法政セミナー 2005.9.30 (報告者の事情により中止)

第 177 回比較法政セミナー 2005.10.6

主 題：比較法と民主主義論 - 新たなる展開

報 告：ブルース・アッカーマン イェール大学ロースクール政治学部教授
「新・権力分立」

抄訳：長谷部恭男 教授

スーザン・ローズ - アッカーマン イェール大学ロースクール政治学部教授

「選挙と民主主義 - 体制移行国における政府の構築」

抄訳：加藤淳子 教授

用 語：英語

司 会：寺尾美子 教授

共 催：法科大学院形成支援プログラム（「第 10 回トランスナショナル・ロー・セミナー」）

第 178 回比較法政セミナー 2005.10.17

主 題：EUとドイツの企業買収法 - 規制モデルの比較分析

報 告：ハラルド・バウム マックス・ブランク 研究所主任研究員・本センター客員教授

用 語：英語（藤田友敬教授による日本語抄訳あり）

司 会：神田秀樹 教授

共 催：法科大学院形成支援プログラム（「第 12 回トランスナショナル・ロー・セミナー」）

第 179 回比較法政セミナー 2005.10.18

主 題：EU金融市場法の発展の実際 - 金融市場インフラを焦点として

報 告：クラウス・レーバー 欧州中央銀行および欧州委員会主任弁護士

用 語：英語（日本語抄訳あり）

司 会：神田秀樹 教授

共 催：法科大学院形成支援プログラム（「第 13 回トランスナショナル・ロー・セミナー」）

第 180 回比較法政セミナー 2005.10.27

主 題：政治化の新たな質的アプローチに向けて

報 告：フローランス・アエージェル 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所研究主任

用 語：英語

司 会：高橋 進 教授

【レポート】

（吉田 徹）

第 181 回比較法政セミナー 2005.11.1

主 題：担保法分野における国連国際商取引法委員会の現在の作業
報 告：スピリドン・バジナス 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）上級法務官
用 語：英語
司 会：神田秀樹 教授（日本語抄訳あり）
共 催：法科大学院形成支援プログラム（「第15回トランスナショナル・ロー・セミナー」）

第182回比較法政セミナー 2005.11.12

主 題：比較法と国際法 - 多元主義を秩序づける方法
報 告：ミレイユ・デルマス - マーティ コレージュ・ド・フランス教授・本センター客員教
授
用 語：英語
司 会：岩澤雄司 教授
共 催：東京大学国際法研究会

第183回比較法政セミナー 2005.11.14

主 題：日本の買収防衛指針へのコメント - ルールの策定とその適切な運用における裁判所の
役割
報 告：ジャック・ジャコブス デラウエア州最高裁判所裁判官
用 語：英語（藤田友敬教授による日本語抄訳あり）
司 会：神田秀樹 教授
共 催：法科大学院形成支援プログラム（「第16回トランスナショナル・ロー・セミナー」）

第184回比較法政セミナー 2005.11.28

報 告： フランシス・ローゼンブルース イェール大学政治学部教授
「ジェンダーにみる社会化」
イアン・シャピロ イェール大学国際関係・地域研究センター所長
「最高裁判所と中絶をめぐる政治」
用 語：英語
司 会：加藤淳子 教授

第185回比較法政セミナー 2006.2.8

主 題：アメリカと韓国における表現の自由と名誉毀損の衝突
報 告：成 鮮濟 霊山大学教授・法務大学院副院長
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 186 回比較法政セミナー 2006.2.22

「医療保険改革と先端生殖医療 - ドイツにおける法的課題」

挨拶：伊藤 眞 教授

報告：フォルカー・ノイマン ベルリン・フンボルト大学教授

「公的医療保険の配分」

要約：太田匡彦 助教授

コメント：島崎謙治 本センター国内客員教授

クリスティアーネ・ヴェンデホルスト ゲッティンゲン大学教授

「生殖医療の法的諸問題」

要約：橋本陽子 学習院大学助教授

コメント：野村豊弘 学習院大学教授

挨拶：樋口範雄 教授

用語：ドイツ語（日本語抄訳あり）

共催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

比較法政フォーラム

第 128 回比較法政フォーラム 2005.7.12

主題：ニュー・ジーランド領トケラウの民族自決・憲法制定過程

報告：浅香吉幹 教授

司会：樋口範雄 教授

共催：英米法研究会

【レポート】

東京大学法学部客員教授として比較法原論講義を行ったこともあるアンソニー・アンジェロ教授は、かつてジュリスト 1078 号（1995 年）に「トケラウに憲法？」と題する論文を掲載し、南太平洋の小島の民族自決・憲法制定に際しての諸問題について、法律顧問としての経験と視点から論じている。本フォーラムでは、それから 10 年経って、トケラウがいよいよ憲法を制定し、民族自決を行う最終段階に入ったという状況、そしてなお残されたいくつかの課題についての報告を行った。

トケラウはちょうどニュー・ジーランドとハワイの中間あたりにある、3つの珊瑚環礁からなるニュー・ジーランドの非自治地域である。しかし 1993 年以来、国際連合の非植民地化・民族自決プログラムとそれに対するニュー・ジーランドの積極的支持のもとで、徐々に自治権が与えられ、2005 年末ないし 2006 年初めにはいよいよ民族自決の投票が行われる運びとなった。しかしながら、もともとこの 3 環礁は、土壌がないため農作物は椰子などに限られ、人口 1,600 人程度でかつ土地も狭いので飛行場を造る余裕もなく、一番高いところで も海拔 5 メートルである

ためサイクロンなど自然の脅威にもさらされている。したがって自給自足できる環境にないのに加え、外界からも隔絶している。それどころか3つの環礁間ですら近接していないため、時折サモアからやってくる貨物船が事実上唯一の相互交通手段である。かくして憲法を制定し、民族自決をするにしても、市民権や経済支援などについて、ニュー・ジーランドとの緊密な関係を維持することが不可欠であり、住民もそれを望んでいる。そのため憲法とニュー・ジーランドとの自由連合条約とがワンセットとして起草されている。

トケラウ住民はニュー・ジーランド本国と同様の義務教育が行われているけれども、少なからぬ住民は、なぜそもそも民族自決をしなければならないのか、そして憲法とか条約とかがいかなるものであるのかから学ばなければならない。しかも住民は、「植民地」という言葉がかつてのアフリカ諸国の奴隷や搾取といったネガティブなイメージをもつため、自分たちが「植民地」住民と定義されることについてすら抵抗感を抱いている。逆にニュー・ジーランドに対しては、自分たちの兄貴分ないし庇護者というよいイメージをもっているため、なぜニュー・ジーランドが自分たちの民族自決を推進しているのか、自分たちを見放そうとしているのではないか、という不安感すら抱いている。この不安も杞憂とはいえず、すでに民族自決によりニュー・ジーランドとの自由連合条約関係にあるクック諸島やニウエでは、条約上ニュー・ジーランドからの経済支援の保障が不十分であったことから、経済的に困窮し、住民の流出がおこり、財政を維持するためにタックス・ヘブンを作ってしまったという、悪しき前例があるのである。

しかしトケラウは、ニュー・ジーランドからの支援を引き続き受けつつ一定の分離を行う方向に進んでいる。それでも伝統的に慣習によって支配されてきたこの小社会が、西洋近代的な憲法を制定し運用していくことは想定されておらず、国家として最低限必要な規定が置かれるに留まるのである。

(浅香吉幹)

日英プロジェクト - 第2回 Anglo-Japanese Academy

開催日：2006年1月7日(土)～11日(水)

開催場所：ウォーリック大学コンファレンス・センター スカーマン

テーマ：‘Globalisation, Regionalisation and National Policy Systems’

プログラム

1月7日(土)

9:30 - 日本側フェロー・オリエンテーション

11:00 - コベントリー大聖堂見学

12:30 - 英国側フェロー・レジストレーション

14:00 - 映画「武士道」(1926年日独合作)上映

M.C.: 和田啓子 助手

16:00 - 日英フェロー紹介と本プロジェクトの趣旨説明

Chairs: クリストファー・ヒューズ ウォーリック大学リーダー、谷口将紀 助教授

17:00 - 基調講演

‘Basil Hall Chamberlain and Inazo Nitobe: A Confrontation over Bushido’

石井紫郎 名誉教授

Chair: 高橋 進 教授

‘Anglo-Japanese Relations in 1906, 1956 and 2006’

イアン・ニッシュ ロンドン大学(LSE)名誉教授

Chair: グレン・フック シェフィールド大学教授

19:00 - 懇親会

挨拶: ジョン・アート・ショルテ ウォーリック大学教授、ジョン・イネグベディオ
ウォーリック大学国際交流責任者、グレン・フック教授、高橋 進 教授、宮廻美明 教授

1月8日(日)

国際シンポジウム ‘Globalisation, Regionalisation and National Policy Systems’

セッション 1

‘New Policy Systems in East Asia and Europe: Domestic and International Dimensions’

9:30 - 12:00

Part I 報告: 遠藤 乾 北海道大学助教授、アンドリュー・ギャンブル シェフィールド大学教授、クリストファー・ヒューズ

コメント: ヒューゴ・ドブソン シェフィールド大学上級講師、吉田 徹 日本学術振興会特別研究員

Chair: 菅 英輝 西南女学院大学教授

13:30 - 15:30

Part II ラウンドテーブル・ディスカッション

菅 英輝、遠藤 乾、アンドリュー・ギャンブル、クリストファー・ヒューズ、ヒュ

ーゴ・ドブソン、吉田 徹

Chair : グレン・フック

セッション 2

16:00-17:00

‘The Role of the Old Media and the New Media in the Relationship between China and Japan in 2005’

報告 : 外岡秀俊 朝日新聞ヨーロッパ総局長

‘Changing Media, Changing Politics in Japan’

報告 : 谷口将紀 助教授

Chair : グレン・フック

1月9日(月)

ワークショップ I (トレーニング)

9:30 - 10:30 Higher Education

‘Key Developments in Japanese Higher Education’

講義 : 月村太郎 神戸大学教授

‘Key Developments in UK Higher Education’

講義 : マイケル・ウィットビー ウォーリック大学教授

11:00 - 12:00 Presentation

‘Presenting a Research Paper in a UK Academic Context’

講義 : アンドリュー・キャスレー ウォーリック大学実習担当

12:00 - 12:30 Ethics

‘Ethical Dimensions of Research’

講義 : ジグ・レイトン-ヘンリー ウォーリック大学教授

14:00 - 15:00 Publication

‘Getting Your Research Published’

講義 : クリストファー・ヒューズ、ヒューゴ・ドブソン

15:30 - 16:30 Supervising

‘Supervising Research: Case Examples’

講義 : アンドリュー・キャスレー

1月10日(火) ワorkshop II (AJA フェロー・プレゼンテーション)

9:00 - 10:00

‘The “Agenda 2010” Reform Under the Schröder Government: German Governance in Transition?’

- 安井宏樹 (東京大学)

‘The Transformation of the State’s Role Through EU Cohesion Policy: Evidence from Greece’ -

キリアコス・ハトザラス (ロンドン大学)

Chair: 元田結花 COE 特任講師

10:00 - 11:00

‘In Search of Common Interests: Romanian-Japanese Relations in the Interwar Period’ – ジェフリ

ー・ペニングトン (神戸大学)

‘Discourse on Humanitarian Intervention in Nineteenth-Century Britain’ - 川合 賢 (東京大学)

Chair: 田村哲樹 名古屋大学助教授

11:30 - 12:30

‘Minimum Pension and Independence in Retirement: The First Universal State Pension Plan in Britain, 1891-1908’ - 山本 卓 (立教大学)

‘Separation of Prescribing and Dispensing Policies in Japan and South Korea: From the Angle of the Impact of Civil Societies’ - ナオコ・トミタ (ロンドン衛生・熱帯医療大学)

Chair: 五百旗頭薫 首都大学東京準教授

14:00 - 15:00

‘Paradox of Privatisation: The Case of Railway Policy’ - 高松淳也 (神戸大学)

‘The Public Interest: Understanding the State and City Planning in Japan’ - クニコ・シバタ (ロンドン大学)

Chair: 小舘尚文 COE 特任研究員

15:30 - 16:30

‘Agenda Setter and Reforms of Local Public Finance in Japan’ - 木寺 元 (東京大学)

‘The Administrative Power of the Open Ports in Meiji Japan: Japan’s Sovereignty and Universal Rule’ - 稲吉 晃 (首都大学東京)

Chair: ヒューゴ・ドブソン

16:30 - 17:30

‘The Chinese Economic Security Debate 1997-2004’ - ベン・イェング (ウォーリック大学)

‘Identity Transformation and Japan’s UN Security Policy: The Participation in the Gulf Crisis and the Cambodian Peace Process’ - ノブレニュー・ディラティーチ (ウォーリック大学)

Chair: 網谷龍介 神戸大学教授

1月11日(水) ワークショップ III (AJA フェロー・プレゼンテーション)

9:00 - 10:00

‘How Politicians Use the Internet: The Case of Japanese Diet Members’ - 上ノ原秀晃 (東京大学)

‘A New Challenge to Traditional Models of “State Sovereignty”? The Regulation of Foreign Students’ Visas in Britain and France’ - アンヌリーズ・ドゥズ(ロンドン大学)

Chair: 田村哲樹

10:00 - 11:00

‘Willy Brandt’s *Ostpolitik* and West European Integration: Egon Bahr’s Concepts and the Western Allies’ - 妹尾哲志 (神戸大学)

‘Harold Wilson Government and the Vietnam War, 1964-1968’ - 森 聡 (東京大学)

Chair: 五百旗頭薫

11:30 - 12:30

‘South Korea’s Challenge for the New Title: Regional Balancer’ - スン-オク・シン (ウォーリック

大学)

‘Japan’s Security Identity Transformation: From a “Peace-State” to “International-State”’ – ブビン
ダー・シング(シェフィールド大学)

Chair：網谷龍介

14:00 - 18:00

オックスフォード見学

19:00 - 懇親会

挨拶：クリストファー・ヒューズ、グレン・フック、高橋 進

参加者

Keynote Speakers:

石井紫郎 東京大学名誉教授 / 日本学術振興会学術センター副所長

Ian Nish ロンドン大学(LSE)名誉教授

Speakers & Commentators:

Hugo Dobson シェフィールド大学上級講師

遠藤 乾 北海道大学助教授

Andrew Gamble シェフィールド大学教授

Christopher W. Hughes ウォーリック大学リーダー

菅 英輝 九州大学名誉教授 / 西南女学院大学教授

外岡秀俊 朝日新聞社ヨーロッパ総局長

谷口将紀 助教授

吉田 徹 日本学術振興会特別研究員(東京大学)

Senior Fellows:

網谷龍介 神戸大学教授

五百旗頭 薫 首都大学東京準教授

小館尚文 COE 特任研究員

田村哲樹 名古屋大学助教授

Fellows:

Nopraenue S. Dhirathiti (ウォーリック大学)

Anneliese Jane Dodds (LSE)

Kyriakos Stergiou Hatzaras (LSE)

稲吉 晃(首都大学東京)

川合 賢(東京大学)

木寺 元(東京大学)

森 聡(東京大学)

ジェフリー・ペニングトン(神戸大学)

妹尾哲志(神戸大学)

Kuniko Shibata (LSE)

Soon-Ok Shin (University of Warwick)

Bhubhindar Singh (University of Sheffield)

高松淳也(神戸大学)

Naoko Tomita (London School of Hygiene and Tropical Medicine)

上ノ原秀晃（東京大学）
山本 卓（立教大学）
安井宏樹（東京大学）
Ben Yeung (University of Warwick)

Steering Committee Members:

Hugo Dobson シェフィールド大学上級講師
Glenn Hook シェフィールド大学教授
Christopher W. Hughes ウォーリック大学リーダー
高橋 進 教授 / COE 拠点リーダー
宮廻美明 教授
月村太郎 神戸大学教授
谷口将紀 助教授
元田結花 COE 特任講師
和田啓子 助手

Special Thanks:

Jan Aart Scholte, ウォーリック大学教授/同 CSGR 所長
Michael Whitby, ウォーリック大学教授/同前副学長
Zig Layton-Henry, ウォーリック大学教授
Andrew Castley, ウォーリック大学 Center for Academic Practice インストラクター
Jon Inegbedion, ウォーリック大学国際交流オフィス上級担当

日英ヘルプデスク:

ICCLP: 梶本康世、平賀京子、鱒坂 薫
CSGR: Daniel Harris

協力:

The Daiwa Anglo-Japan Foundation
(財)社会科学国際交流江草基金
(財)学術振興野村基金

Anglo-Japanese Academy が伝えるもの

比較法政国際センター助手
和田啓子

第2回 Anglo-Japanese Academy (AJA) が無事終了し、日英フェローのペーパーを掲載する Proceedings 発行の準備をしながら、このユニークな国際交流プロジェクトの発端を思い出している。

1993年4月に本センター設立後、柏木昇教授(現中央大学教授)が常に強調されていたのが、「人のネットワーク」だった。当時、学外でのシンポジウムもなく、刊行物の発行もなく、センターの活動規模は小さかった。海外からの研究者との、いわゆる「牧歌的な」国際交流の時間が流れていた。1994年夏、私がセンター助手として採用されて、最初の客員教授がグレン・フックシェフィールド大学教授だった。来日されたフック教授が、「はじめまして、フックです」と流暢な日本語で話され、お辞儀をされたのを見て、ショックを受けた。来日前、ファックスで連絡し合っていたが、すべて英語だったため、フック教授が日本語を話すことを想像していなかったのだ。

フック先生の滞在中、翌年、その翌年と、来日される機会に日本での思い出や、日英の大学の違い等、話題が広がり、あるとき「若手研究者の海外で開催される国際会議で英語で発表し、マナーを身につける必要性」の話になった。フック先生から共同研究者の高橋進教授にこの企画が発案され、お二人の若い頃の経験をもとに、このプロジェクトが生まれたのである。ここで両教授が強調したのが、「場」を経験することだった。

両教授の企画は本センター主催の日英プロジェクトとして具体化した。2000年夏、開催予定地のシェフィールド大学で第1回 Anglo-Japanese Academy (AJA) 準備会議が開催され、その翌年2001年9月に第1回 AJA の開催が実現したのだった。

第1回 AJA については、*ICCLP Review* Vol.4-2、Vol.5-1 に掲載されているが、準備から開催までほぼ全てを、高橋進教授とフック教授の下で、ヒューゴ・ドブソンシェフィールド大学講師と私の4人だけで行った。大規模ではあっても個人的なプロジェクトの域を出なかった。

2003年7月、東京大学21世紀COEプログラム「先進国における《政策システム》の創出」が採択され、その事業の一環としての「若手研究者の養成」を目的とする第2回 AJA の開催が決まった時、まず、2004年1月にフォロー・アップ会議を開き、第1回 AJA の関係者が集まった。このフォロー・アップ会議での第1回 AJA の感想、意見、第2回 AJA に関する提案をもとにして、同COEから谷口将紀助教授、元田結花特任講師が新たに加わり、運営委員会が結成された。第2回 AJA の開催地はウォリック大学に決まり、2004年8月にウォリック大学で準備会議を開催した。そこで、高橋進教授が、世代交代を強調され、前回の経験者がリーダーシップを取って、このプロジェクトを運営することになった。そのため、英国側はクリストファー・ヒューズさん、日本側は私に事務局運営が任された。

クリスさんと私のあいだに毎日メールがとびかったことは、前回のヒューズさんと同様である。シンポジウムの構成、ゲスト、トレーニング内容、プレゼンテーションの日英フェローの組合せ、司会の割り振りから、ディナーのメニューまで次々連絡し合う。異なるのは、さまざまな問題を高橋進教授、月村教授、網谷教授、元田講師等、複数の人に相談できたことだった。日本側はフェローを公募し、説明会を開いた。そして、安井宏樹本センター研究員にはスペシャル・

フェローとして参加すると同時に、他のフェローたちのまとめ役をお願いした。また、前回のフェローのうち網谷龍介神戸大学教授、田村哲樹名古屋大学助教授、五百旗頭薫首都大学東京準教授、小館尚文 COE 特任研究員に参加を求め、承諾していただいた。運営委員会も度々開催され、月村教授はそのたび神戸から東京までいらしてくださり、神戸からもメールや電話で常にあたかな言葉で適切な指示をしてくださった。

また、予め、ウォーリック大学の会議担当者とはって打合せをし、その結果をふまえて、本学部の三浦則男会計係長、大本学庶務係長に相談してアドバイスをいただいたことも、その後の参加者の派遣手続きや帰国後の会計処理がスムーズに行くことにつながった。海外で開催する会議のための事務手続きは煩雑である。千葉菜穂子さんはじめ、庶務係と会計係の担当者の方々に協力体制を取ってもらえたことも、今回の大きな収穫だった。

ウォーリック大学の会議担当スタッフの異動により、急遽、資料を日本側で作成してクリスマス休暇前に送らなければならないという大変なこともあったが、こちらもなんとかクリアできた。テーマの変更により、最後まで決まらなかったシンポジウムの構成も、遠藤乾北海道大学助教授と吉田徹日本学術振興会特別研究員の参加が決まり、解決した。

事務局体制がしっかりしていると、プロジェクトも充実した成果を得られることを今回の AJA で経験した。現地での開催中、クリスさん、ヒューゴさん、元田さん、小館さんは、報告・司会・コメントをしながら、同時に会議進行も受け持った。彼らの能力に驚き、彼らの仕事に対する誠実さを心に刻み、若い人たちと一緒に仕事ができる幸福を改めて感じた。

会議場「スカーマン」は企業が利用する本格的な会議施設だけあって、学生にはもったいないという声もあったが、基調講演をしてくださった石井紫郎名誉教授は「若い人こそ、こういう場所での経験が必要だ」と強調された。

実際にその場にいないければ経験できないことがたくさんある。

その一方で、「場」から離れたところでの多くの人々の協力的なしには、このような会議は開催には至らない。舞台裏の仕事にがんばってくれたヘルプデスク担当の根本康世さん、平賀京子さん、鯉坂薫さんの3人のセンタースタッフ、そして庶務・会計の職員の方々に「これが皆さんの仕事の成果です」とお見せしたいと思った。

スケジュールが進行するにつれて、はじめて英語でプレゼンテーションを行い、ディスカッションを行う経験をしたフェローの表情が緊張からリラックスに変わっていくのがわかった。帰国後、届いていたメールを読み、第2回 AJA が成功したことを確信し、ほっとした。スーパー・ヴァイザーとして全日程参加して下さった菅英輝 西南女学院大学教授からはお手紙をいただいた。

AJA フェローの積極的な発言、また報告前日のトレーニングの効果がプレゼンテーションで表れ、感心したこと。初日のプレゼンテーションを聞いたフェローが、自分の報告の前夜、改めて写真を取り込み、パワーポイント用の準備をする姿が印象的だったこと。そして、第1回 AJA フェローだった若手研究者たちが、今回はシニア・フェローとして司会やアドバイスなど、積極的にジュニア・フェローの面倒を見ていたことが印象に残ったこと。彼らの成長振りを見て、大変頼もしく感じたと同時に、高橋進教授を中心に企画・実行された AJA の意義を実感することができ、会議場の設備もよく、一日のスケジュールが終わった後の談笑時間も楽しかった等々、第2回 AJA の印象を菅先生は印象を述べてくださった。

同じような感想を、参加くださったシニア研究者の方々からも直接、お聞きすることができた。

5年という時間の重さを実感したプロジェクトだった。この5年のあいだに、センターでは柏

木教授が定年退職された。後任の宮廻美明教授は、大学の法人化、COE プログラムの採択、法科大学院・公共政策大学院の設立によって、急増した本センターの活動の中心となるだけではなく、法科大学院や他のセンターの事業や活動にも協力を求められている。さらに、来年度より学部内措置により、本センターは本研究科・学部附属の他の二センターとともに一つのセンターに統合される。落合誠一教授の後任として1999年4月より7年間、本センター運営委員長を務められた神田秀樹教授も、センター統合後は運営委員長を辞される。人も組織も変わる。変わらないのは、落合教授、柏木教授、神田教授、そして宮廻教授共通の「人」を大切にするという方針だと思う。今回のAJAが伝えるものも、「人」だった。前回、日本からペーパーだけ出席してくださった石井名誉教授は、今回はフォローアップ・ミーティングから常にアドバイスをしてくださり、さらに、基調講演の準備をされる過程で、チェンバレンの著書の日本では削除されていた部分の発見、日本最初の合作映画の存在等、センターの若いスタッフたちにまで、学問の深さとおもしろさを教えてくださったのである。

直前の依頼にもかかわらず、イアン・ニッシュ ロンドン大学名誉教授は基調講演を引き受け、AJAをAnglo-Japanese Allianceと結びつけてユーモアにあふれた講演をしてくださった。前回同様、アンドリュー・ギャンブル シェフィールド大学教授もシンポジウムでの報告を引き受けてくださった。外岡秀俊朝日新聞ヨーロッパ総局長も帰国直前の週末をシンポジウムの報告にあててくださった。また、年末から年初めの予定を変更して参加くださった遠藤乾助教授、フランス政治が専門でありながら、ヒューゴ・ドブソンさんと一緒にコメントを引き受けてくださった吉田徹研究員(4月1日より、北海道大学助教授)の存在は、若手研究者にとって、大きな刺激になったと思う。

知も技も、伝え、ひきつぐものである。前回フェローだった若手研究者が、現在それぞれの分野で活躍されているように、また、近い将来、第2回AJAフェローの活躍を知ることができるだろう。これからの5年間に期待したい。

最後に、日本では削除されたチェンバレンの著書*Things Japanese* 第6版の削除部分探しを、手伝ってくださったオックスフォード大学留学中の池本大輔(本研究科博士課程)さんのエピソードを記したい。石井紫郎先生が予想されたとおり、オックスフォード大学の図書館の蔵書にあったこの古い書籍は、昔のままページがとじられていたのだそうだ。池本さんの複写請求により、この時、はじめてナイフでページが開かれたのだった。「つまり、石井先生が海を越えて、チェンバレンの本のページを最初に紐解かれたことになります」と彼は教えてくれたのだった。

(2006年3月)

メデューサ・プロジェクト準備会議

本研究科寄付講座「政治とマスメディア（朝日新聞）」（2004年4月1日設置）との共催で、日本におけるメデューサ・プロジェクトとして、2006年夏、札幌で国際シンポジウムとワークショップを開催することが決定した。そのために、本プロジェクトのコア・メンバー3名を英国、米国、ドイツより招聘し、北海道大学において、遠藤乾同大学助教授の協力を得て、2005年8月30日より9月1日の日程で準備会議を開催した。本プロジェクトの概要と準備会議出席者は以下の通りである。

テーマ：比較の中の日米同盟 - 安全保障・政治経済のグローバル化・地域の中でアメリカとどうつきあうか

概要：

本プロジェクトの目的は、日米同盟を核として既存の研究を超える体系的に統合された比較研究を行うことである。

戦後の国際的な安全保障秩序の中で、アメリカを中心とする地域的同盟関係は、決定的に重要であった。その重要性は現在でも失われたわけではない。しかし他方で、テロや大量破壊兵器への対応のような新たな問題も生じている。そこで、現在そして将来の国家間システムを理解する上で、アメリカの同盟国が対米関係において、いかなるディレンマに直面し、どのような資源を用いて関係を管理しているかを比較研究することが重要である。

本プロジェクトは、この問題に対し、日米同盟を核として既存の研究を超える体系的に統合された比較研究を行う。従来の研究は、軍事・安全保障の問題に関して同盟理論を検討するか、多国間組織または対米関係を実証的ではあっても個別に分析するにとどまっていた。これに対し、軍事・安全保障にとどまらず経済関係を分析に組み込むこと、アジアとヨーロッパにおけるアメリカの主要な同盟者の戦略の相互比較を行うことが本研究の特徴である。その際、国内制度が同盟関係に及ぼす影響が重視されるのも特徴的な点である。

より具体的には以下のような点が検討される。第一に、日本を含む各国において外交にあたるエリートたちはアメリカとの関係で生じる同盟のディレンマをどのように管理しているのだろうか。第二に、各国固有の制度配置は、アメリカとの関係においてどのような影響を及ぼしているのだろうか。そして最後に、国際環境の変化は各国の争点、政党システム、制度間の相互関係にどのように作用し、そして対米関係に影響しているのだろうか。これらの点を体系的に比較検討するため、本プロジェクトは二つの段階に分けて実施される。第一段階では日米関係が、英米関係、独米関係との比較において検討される。この検討は特定の争点に絞った比較分析を通じて行われる。第二段階においては、日米関係が、アジア・太平洋地域の他のアメリカ同盟国の事例との比較の中で検討される。ここではさらに日米関係の変化が日本とアジア太平洋諸国との関係に及ぼしうる影響も扱われるであろう。

以上、本プロジェクトの意義は、このような二重の比較によって、日米関係をより広い文脈の中で検討していき、日米関係が他の諸国の対米関係とどのような点で類似し、どのような点で相

違っているのか、またそれはなぜなのかということをはっきりと示していくことである。そのために軍事・安全保障にとどまらず、経済関係を分析に組み込むこと、アジアとヨーロッパにおけるアメリカの主要な同盟者の戦略の相互比較を行う。

(クリストファー・ヒューズ、エリス・クラウス、ヴェレーナ・ブレッヒンガー)

出席者：

ヴェレーナ・ブレッヒンガー ベルリン自由大学東アジア研究所教授

クリストファー・ヒューズ ウォーリック大学グローバル化・地域化研究センターリーダー

エリス・クラウス カリフォルニア大学サン・ディエゴ校国際関係論太平洋研究大学院教授

遠藤 乾 北海道大学大学院法学研究科助教授

柴田晃芳 日本学術振興会産学連携研究員・北海道大学博士課程

高橋 進 教授

宮廻美明 教授

元田結花 COE 特任講師

和田啓子 助手

東京大学 21 世紀 COE プログラム支援

21 世紀 COE (The 21st Century Center of Excellence) プログラムの本研究科のふたつのプロジェクト「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」と「先進国における《政策システム》の創出」拠点について、2004 年度に引き続き、本センターは両プロジェクトの研究・教育活動を全面的に支援した。法律系 COE プロジェクト「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」拠点については、共催シンポジウムの他、平成 17 年度松本丞治博士記念講義「日本の買収防衛指針へのコメント - 『公正な』防衛策をめぐるデラウェア州法の経験に学ぶ」、シンポジウム「ソフトロー対ハードロー 対立・補完・融合」における開催への協力、国際交流に関する情報提供等を行った。また、政治系 COE プロジェクト「先進国における《政策システム》の創出」拠点については、共催による日英プロジェクト・シンポジウムの開催、刊行物の編集の他、以下のような研究教育事業の支援を行った。

シンポジウム 第 2 回仮想政府シンポジウム 2006.2.24

「効率的でクリエイティブな政府を目指して - 電子政府推進のガバナンス - 」

開会挨拶：森田 朗 東京大学公共政策大学院院長・COE 事業推進担当者

キーノートスピーチ：マーク・フォーマン 前大統領府行政管理予算局 (OMB) 電子政府・情報技術部初代アドミニストレーター

主 題：「日本政府の電子政府政策：現状と課題」

報 告：平井卓也 内閣府大臣政務官・衆議院議員

パネルディスカッション

パネリスト：マーク・フォーマン、中井川禎彦 (総務省行政管理局管理官)、座間敏如 (財務省 CIO 補佐官)、奥村裕一 (東京大学 COE 特任教授)

コーディネーター：城山英明 東京大学大学院法学政治学研究科助教授・COE 事業推進担当者

総括コメント：戸塚 誠 総務省行政管理局官房参事官

刊行物・資料等の編集・制作

1. ヨーロッパ政治研究叢書

第 1 号『混迷のドイツ (Germany in Deadlock)』安井宏樹 2005.7.31

第 2 号『開発援助における内在的限界 (The Inherent Limitations of Development Aid)』元田結花 2005.9.15

2. Occasional Papers (2005)

「変調するヨーロッパ政治」高橋 進・元田結花 (編)

「政権交代の政治学」高橋 進・安井宏樹 (編)

「政策評価制度アンケート調査結果」田邊國昭・益田直子

「EU Symposium —The EU Constitutional Treaty and the Future of the European Project」高橋 進・

平島健司（編）

「Gender and Politics」 加藤淳子（編）

「『ヨーロッパ化』のパラダイム フランス設備・運輸・住宅省を事例として」吉田 徹

3. Working Papers (2005)

「政権交代の政治学：ドイツ - ブラント政権の成立」安井宏樹、他 6 冊

法科大学院支援

2005 年度、法科大学院「トランスナショナルロー・プログラム」に関する以下のような支援を行った。

< ミシガン・コロンビア交換プロジェクト >

2005 年度春学期、ミシガン大学よりサンタクローチェ教授、レント教授、コロンビア・ロースクールからはストラウス教授が来日した。また、本研究科からは 2006 年 3 月に能見善久教授、中里実教授がコロンビア大学、森田修教授がミシガン大学を訪問した。

ディヴィッド・A・サンタクローチェ ミシガン大学ロースクール教授

専門：クリニカル・ロー

主要論文：‘Litigator’s Thumbnail Guide to the WARN Act.’ *Employee Rts. Q.*3, no.3, 2003:40-6.

ロシェル・E・レント ミシガン大学ロースクール教授

専門：不動産、環境問題

主要論文：‘Unique Partnership Builds Senior Housing in Historic District Area.’ *Affordable Housing Finance Magazine*, Forthcoming.

ピーター・L・ストラウス コロンビア大学ロースクール教授

専門：行政法

主要著書： *Legal Methods: Understanding and Using Cases and Statutes*, Foundation Press, 2005.

< 2005 年 7 月 23 日～28 日 法科大学院サマースクール >

テ ー マ : The Global Trends in Modern Corporate Law

参加者数 : 65 名 (法科大学院生 53 名 ソウル大学大学院生 3 名 社会人 9 名)

参加教員 : ブルース・アロンソン (クレイトン・ロースクール)、ジェラルド・エルティーク (スイス連邦工科大学)、レイニア・クラークマン (ハーバード・ロースクール)、ジャック・ビュアール (ハーバートスミス・パリ)、カーティス・ミルハウプト (コロンビア・ロースクール)、マーク・ラムザイヤー (ハーバード・ロースクール)、山下友信 (法科大学院長)、山口厚 (法科大学院副専攻長)、神田秀樹、宮廻美明

事務局 : 根本康世 (ICCLP)、新中智子、松村真木子、菅原可奈子

開催地 : かずさアーク (千葉県木更津市)

授業科目 : The Global Trends in Modern Corporate Law (Kanda); The Anatomy of Corporate Law (Kraakman); Mergers and Acquisitions (Milhaupt); Securities Regulation (Ramseyer); The Role of Shareholder Suits in Corporate Governance (Aronson); The Anatomy of Corporate

Law (Hertig); Corporate Law of Finance, European Tunnel Case, and Major Issues in France and Europe (Buhart)

客員研究員

本研究科客員研究員の受入における支援を行い、2005 年度、以下の客員研究員が新たに在籍した。

氏 名：木下真志
所 属：県立高知短期大学助教授
期 間：2005.4 - 2006.3
研究テーマ：戦後日本政治再考、戦後政治学再考
受入教員：谷口将紀

氏 名：鄭 浩烈
所 属：成均館大学校法科大学教授
期 間：2005.5 - 2005.8
研究テーマ：日本における金融統合と Bankassurance 研究
受入教員：山下友信

氏 名：徐 廷和
所 属：淑明女子大学校理事長・大慶株式会社社長
期 間：2005.5 - 2006.1
研究テーマ：北東アジアの安保秩序と韓日関係
受入教員：高橋 進

氏 名：姜 正仁
所 属：西江大学校社会科学大学教授
期 間：2005.6 - 2006.2
研究テーマ：丸山真男の政治思想研究：西洋政治思想の解釈とその示唆点を中心に
受入教員：渡辺 浩

氏 名：林 超駿
所 属：国立高雄大学助理教授
期 間：2005.6 - 2005.7
研究テーマ：日本の国籍の取得について
受入教員：宇賀克也

氏 名：呉 煜宗

所 属：台湾世新大学法学部助教授

期 間：2005.7 - 2005.9

研究テーマ：日本議会制度の研究

受入教員：高橋和之

氏 名：俞 珍式

所 属：全北大学校助教授

期 間：2005.7 - 2005.8

研究テーマ：日本における災害対策法制に関する研究

受入教員：小早川光郎

氏 名：Mahfuzul Hoque Chowdhury

所 属：チッタゴン大学政治学部教授

期 間：2005.8 - 2006.7

研究テーマ：比較政治

受入教員：谷口将紀

氏 名：Robert B. Leflar

所 属：アーカンソー大学教授

期 間：2005.8 - 2006.8

研究テーマ：医療と法の日米比較

受入教員：樋口範雄

氏 名：Brian W. Semkow

所 属：香港科技大学助教授

期 間：2005.10 - 2006.5

研究テーマ：日本における海外金融制度

受入教員：江頭憲治郎

氏 名：Patrick Köllner

所 属：ハンブルグ大学アジア研究所上級研究員

期 間：2005.10

研究テーマ：日本における政党組織と政党内政治

受入教員：蒲島郁夫

氏 名：付 立慶

所 属：北京大学刑事法理論研究所補助研究員

期 間：2005.10 - 2006.9

研究テーマ：刑法における目的犯

受入教員：山口 厚

氏名：Miriam C. Ferrer

所属：フィリピン大学ディリマン校助教授

期間：2005.10 - 2005.11

研究テーマ：フィリピン政治学

受入教員：藤原帰一

氏 名：今井章子

所 属：ライシャワーセンター東アジア研究所 客員研究員

期 間：2006.1 - 2006.7

研究テーマ：対中政策広報における日米比較

受入教員：蒲島郁夫

氏 名：范 瑞華

所 属：淡江大学非常勤講師・萬国法律事務所弁護士

期 間：2006.2 - 2006.3

研究テーマ：日本における知的財産権信託の法制

受入教員：能見善久

氏 名：Son, Byeong-Jun

所 属：ソウル北部地方法院判事

期 間：2006.2 - 2007.2

研究テーマ：民事執行法上期間入札方式に対して

受入教員：高橋宏志

氏 名：林 相奇

所 属：大邱地方法院判事

期 間：2006.3 - 2006.8

研究テーマ：新しい刑事裁判制度について

受入教員：井上正仁

氏 名：Lee, Jae-Seog

所 属：仁川地方裁判所南洞登記所所長

期 間：2006.3 - 2007.3

研究テーマ：民事執行法上の保全処分

受入教員：高田裕成

氏 名：安 成鮑

所 属：檀国大学教授

期 間：2006.3 - 2007.2

研究テーマ：日米信託法

受入教員：江頭憲治郎

レポート

欧州第一審裁判所訪問記

比較法政国際センター教授
宮廻美明

1. はじめに

2006年1月に英国ウォーリック大学で開催された第2回 Anglo-Japanese Academy (*プロジェクトの詳細については、日英プロジェクト pp. 18-25 参照。)に参加した帰りに、ルクセンブルグにある欧州第一審裁判所(Court of First Instance of the European Communities CFI)を訪問した。第一審裁判所の裁判官を東京大学法科大学院のサマースクールの講師として招聘するためである。

ロンドンを発って午後3時半頃に降り立ったフィンデル空港は既に薄暗く、ロンドンよりはるかに寒かった。翌日10時に同行してくれたパリのハーバート・スミス法律事務所長のジャック・ビュハー弁護士と第一審裁判所を訪れた。

欧州共同体(European Community)には、立法機関としての理事会(Council) 執行機関としての欧州委員会(Commission) 司法機関としての欧州裁判所(Court of Justice of the European Communities CJEC) それに諮問機関としての欧州議会(Parliament)の4つの機関がある。欧州裁判所は、1952年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体裁判所(European Coal and Steel Community Court)が1957年に現在の欧州裁判所として改組されたものである。その機能は、加盟各国の国内裁判所が国内法を適用する際にその前提としてEC条約の解釈を確定することが必要な場合に、欧州裁判所がその質問に答えてEC条約を解釈すること、およびEC条約に違反したとして欧州委員会から排除措置命令や罰金を科せられた企業が欧州委員会を訴えた事件の判決を下すことである。欧州委員会と企業との間の訴訟については、1989年に第一審裁判所が設立され、まず第一審裁判所で審理が行われることになった。

第一審裁判所に到着した我々は早速マリア・マルティン・リベイロ(Maria Eugénia Martins de Nazaré Ribeiro)判事の部屋に通され、マルティン判事から第一審裁判所運営の概要について聞いた。マルティン判事は、1956年、リスボン産れのポルトガル人で、ポルトガルとブラッセルの弁護士資格を持っている。ブラッセル自由大学のヨーロッパ研究所で研究員をした後、最高裁判所において、1986年から2000年までポルトガル出身のモイティンホ・アルメイダ(Moitinho de Almeida)判事の法律秘書(Legal Secretary)を勤め、更に、2000年から2003年までの間、第一審裁判所でベステルドルフ裁判長の法律秘書を勤めた後、2003年4月1日から第一審裁判所の裁判官となった。ビュハー弁護士によると、法律秘書から裁判官になるのは極めてまれなことであるとのことである。マルティン判事は、私たちにお茶を勧めてくれながら、40歳代後半と思われる男性を彼女の法律秘書として紹介した。

2. 第一審裁判所の裁判官について

マルティン判事から、まず、第一審裁判所の裁判官について説明があった。第一審裁判所の裁判官の数は現在 25 名で、任期は 6 年(再任されれば更に 6 年)である。従来は 12 名であったが、2004 年に拡大 EU となり、加盟国が 10 ヶ国増えたのに伴い、加盟 25 ヶ国から 1 名ずつ選任されたことにより大幅に増員された。2004 年 8 月 31 日以降、小法廷 (Chamber) は 5 つとなり、小法廷を構成する判事の数従来は 3 名から 5 名となった。各事件の法廷は 3 名の裁判官で構成される。各小法廷は裁判所手続規則 (The Rules of Procedure of the Court of First Instance) 第 15 条により、裁判長 (President) を互選により選任する。その任期は 3 年である。なお、この規則は 2003 年 2 月 1 日に効力を発効した最高裁の規則に関する新しい条約 (The Protocol on the Statute of the Court of Justice) 50 条に基づいている。法律秘書は 1 人の判事に付き 3 人いる。従って、各小法廷には 15 名の法律秘書がいることになる。法律秘書は各国の法曹資格を持つ判事、弁護士、学者のトップクラスの人から選ばれる。なお、この他に、第一審裁判所にはないが、最高裁には法律顧問 (Advocate General) という制度があって、複雑な事件や重要な事件の判断について意見書を作成する。法廷は意見書を判断の参考とするが、それに拘束されるものではない。現在 60 ~ 70 名の法律顧問がいる。

3. 事件の処理について

第一審裁判所には、年間約 500 件の事件が持込まれる。この事件は、第一審裁判所の所長 (President) によって各小法廷に配分され、各小法廷の裁判長が担当する裁判官を指名する。25 名の裁判官がいるから一人平均約 20 件の事件を担当することになるが、第一審裁判所長は、大きな事件しか担当しないので、判事一人当りの担当件数はこれを上回ることになる。一人の判事が抱えている事件数は約 50 件である。訴訟が提起されてから判決が言渡されるまでの期間は、短いもので 1 年から 1 年半、長いもので 3 年から 4 年である。事件の担当裁判官が決まると、先ず各々の裁判官が単独で検討を行い、その後担当裁判官による検討会 (Discussion) が行われ、その結果を各裁判官が更に各自で検討する。その後口頭弁論が開かれることになるが、各当事者にはその 2 ~ 3 週間前に質問書 (Inquiry) が送付される。口頭弁論は 1 回しか開かれない。まれに証人 (Tribunal Witness) 尋問を行うこともあるが、それも口頭弁論当日のうちになされる。口頭弁論は、朝 9 時 30 分から大体 1 時頃まで行われる。長い時は午後一杯かかることもある。当事者の弁論は、各 15 分に制限されており、その後は裁判官による質問となる。弁護人は裁判官のあらゆる質問にその場で即答しなければならず、口頭弁論は 1 回しか開かれないので、口頭弁論の出来・不出来が裁判官の判断に大きな影響を与えることになる。判決は 3 人の裁判官が同等の立場で決定し、署名する。反対意見は書かれない。

4. 裁判における使用言語について

裁判所で使用される言語はフランス語である。公式な記録、内部文書、会議などは全てフランス語が使われる。判決文は、軽微なもので先例的価値がないため一部公表されないものを除き、

20ヶ国語で公表される。この為膨大な翻訳が必要であることから、約500人の翻訳官(Translator)がいるが、彼等は全て法律家である。法廷の通訳(Interpreter)は法律家ではなく、言語の専門家である。裁判の申立人は法廷で使用する言語を選択できる。選択された言語以外は、フランス語を除き使用できない。弁護人の数は制限されていない。通常の事件では弁護人は普通1人だが、大事件や当事者が多い事件では、弁護人が多数となることもある。判決の言渡しは法廷で行われるが、主文が朗読された後、当事者に判決文が渡される。判決文は、同時に法廷の廊下に設けられている棚に置かれ、誰でもそれを持ち帰ることができる。この時には、当事者の選択した言語によるもの、フランス語によるもの及び英語によるものが準備される。その他の言語によるものは後日に公表される。

次に、ギリシャ出身のミハリス・ヴィララス(Mihalis Vilaras)判事の法律秘書であるギリシャ人のマルガリータ・ペリステラキス(Margarita Peristerakis)さんに法廷内を案内してもらった。彼女は30歳代中頃の人で、英国で弁護士をした後、ブラッセルで弁護士をしていたが、1年半前に法律秘書になったとのことであった。最初に案内されたのは、大法廷で25人全員の裁判官が座る席が正面横2列にあり、傍聴席が200席ぐらいある大きな部屋で、当日は行事のために原告、被告席は撤去されていた。この部屋は、セレモニーや関係当事者の多い大事件のときに使われるとのことであった。次に通常のサイズの法廷に行ったところ、開廷されているところであった。正面に裁判官3人が座り、その右側に廷吏、左側に法律秘書1人が座っており、裁判長を正面に見て右側に原告側4人、左側に被告側4人が座っていた。原告、被告の席は日本と逆であった。そして、法廷の左右のガラスの仕切り越しに通訳席が設けられていた。原告のイタリアの会社がEU委員会を訴えている訴訟で、イタリア語で行われていた。傍聴したのは11時過ぎであったので、9時半の開始からは、1時間半経っており、裁判官による質問に原告弁護士とEU委員会の代理人(Agent, EU職員)が答えているところであった。正面の裁判長はドイツ人、右陪席は英国人、左陪席はキプロス人で、裁判官による質問は全てフランス語で行われており、原告、被告の答弁はイタリア語で行われていた。同行したピュハー弁護士によると、原告サイドは答弁している1人が弁護士で、後の3人は「カバン持ち」、被告のEU委員会側も答弁している1人が法律家で後の3人は「カバン持ち」とのことであった。また、裁判官が来ている法服は各々異なっており、出身国の法服であるとのことであった。また、通訳は英語、ギリシャ語、フランス語及びイタリア語で同時に行われており、傍聴人は傍聴席の座席の肘掛けの下に置かれているレシーバーによって言語を選んで聞くことができるようになっていた。通訳は各言語につき2名で行われており、左右のブースに合計8名の通訳者が並んでいた。この法廷の通訳は全員女性であった。英語の通訳をレシーバーを通して聞くと、裁判の当事者がしゃべっているような迫力のある英語が飛び込んできた。通訳をしている女性を見ると手振り身振りを入れて通訳をしており、当事者に成り切っているような感じであって、とても通訳がしゃべっているとは思えない調子であった。通訳した内容は文書化されるが、外部には公表されないとのことであった。

5. 裁判所の資料について

法廷を見学した後、法律秘書のペリステラキスさんが書庫に案内してくれた。書庫は2つあって、1つは一般公開用のものであり、他の1つは裁判の資料を提供するためのものであり、裁判官及び法律秘書しか入れないことになっていた。彼女が事務担当者に交渉をしてくれた結果、後者の書庫に入ることができた。建物の地下1階と2階をぶち抜きの書庫にしたもので、東大法学部の書庫のおよそ2倍もの本と資料があった。ECが加盟国を中心に国別、分野別に分類されていた。日本はその他の国の分類に入っているらしく、国名では出て来なかった。

6. おわりに

欧州第一審裁判所は、EU加盟25ヶ国の法律についてのエリート中のエリートを集めた他に類を見ない裁判所である。その取り扱う分野は、2004年に終了した事件509件のうち環境問題及び消費者保護(environment and consumers)67件、農業問題(agriculture)60件、社会政策(social policy)44件、競争政策(competition)29件、税金(taxation)28件、域内に於けるサービス提供の自由(freedom of provide services)23件、人の移動の自由(freedom of movement for persons)17件、商品移動の自由17件など30の分野に及んでいる。なお、2004年度における新規の事件は531件、係属中の事件は840件である。これらの事件を処理する上で大きな障害となっているのが域内で使われる多くの言語と多様な法律制度である。同じスペルの単語でも国によって法律的な意味が異なるので、翻訳は法律家によって行われなければならない、第一審裁判所だけでも約500人の法律家が翻訳作業に従事している。EU全体がそうであるように、欧州裁判所及び第一審裁判所においても、翻訳などの言語を処理するために莫大な予算が投じられている。これを法律家個人の観点からいうと、法律家は法律知識の他に多くの言葉を使いこなす能力が求められている。語学の問題は、国際交流の只中にある我が国にとっても、法学教育において、今後検討されるべき大きな問題の1つであろう。

論考

歴史資料と記憶 - ミッテラン大統領をめぐる

日本学術振興会特別研究員 / 東京大学

吉田 徹

ミッテラン大統領の死去からちょうど10年を経て、同時代的な回顧が加速している。2006年1月に行われた世論調査ではド・ゴールを抜いて、第五共和制で「もっとも優れた」大統領だったこの第四代目大統領を国民は評価した(*Le Monde*, 2 janvier 2006)。2004年にはフランスでは極めて異例なことに、ミッテランを主人公とする映画が公開されてもいる(Guédiguian, 2004)。

野党期からミッテランとキャリアを共にしてきた政治家も引退を間近にして、大部のメモワールを次々と出版し始めた。代表的なものを挙げるだけでも、ミッテラン政権の初代首相を務めたモーロワ(Mauroy, 2003)、財政相に続き欧州委員長として送り込まれたドロール(Delors, 2004)、産業相の後教育相、国防相だったシュヴェンヌマン(Chevènement, 2004)、極めつけは1988年に首相となり、終始ミッテラン個人と社会党のアルカイズムの批判者だったロカールの回顧録である(Rocard, 2005)。1991年までミッテランの目となり耳であった特別補佐官のアタリも乗じて、その克明なクロニクルに加えて新たな書き下ろしを出版した(Attali, 2005; 1995-1998)。その他の側近やジャーナリスト等による出版物は増える一方であり、その数は2005年以降だけで30冊以上に上るといふ(*Livres Hebdo*, no.620, 2005)。運転手やボディガード、さらには愛犬バルティークが著したもの(!)までを含めれば、すでに400冊前後の「ミッテラン本」が出版されているから、「ミッテラン産業」は成長の一途を辿っている。

この流行は、ミッテランが第五共和制初の(そして現在まで唯一の)左派大統領、欧州統合の先導者の一人、私生活を含めて多くの(中には悲劇的な)スキャンダルを引き起こした人物であったことに加えて、2つの要因があると思われる。1つは、「矛盾の勝利」(Patoz, 2005)あるいは「不死鳥」(Yonnet, 2003)と形容されるように、その余りにも人間的に過ぎた政治家もしくは個人としての魅力である。第三共和制(1875~1940年)以降のフランス政治において、ミッテランほど毀誉褒貶の激しく、融通無碍な政治家は少ないだろう。そして、本人が「私はフランスの最後の大統領だろう、グローバリゼーションやヨーロッパの後の大統領はもはや同じではない」(Benamou, 2005)といったように、この時代すなわち80年代後半から90年代は、フランスが「普通の国」として認識されるようになった転換期にあたって、ミッテランが極めて巧みに大国フランスを体現することができたこともある。ミッテラン時代はノスタルジアの字義通り、痛みを伴う帰郷の過程なのでもある。

「歴史」としてのミッテラン時代

ミッテラン時代回顧の流れはアカデミズムにも波及している。フランソワ・ミッテラン研究所と仏国立政治学財団の共催で1999年1月には、「生活を変える—ミッテラン時代1981-1984年」と題したシンポジウムが開催された。同シンポジウムには元首相ファビウス、ドロールやラング

といった閣僚経験者に加えて、40名以上の社会学者（歴史学、外交史、比較政治、経済学等）が参加して、多角的な同時代史の検証が行われた（その記録は Berstein et al.,2001 にまとめられている）。これを機に一次資料を使つての研究の流れはさらに加速し、最近ではドイツ統一に際してのミッテラン外交を、独仏両国の国際関係史家・歴史家がそれぞれのスタイルでもって叙述・評価している（Bozo,2005a ;Schabert,2002）。

その中の1人ボゾによれば、歴史記述には3つの段階を経ることが必要だという。第1が政治的論争が支配する歴史そのものが生起する瞬間、第2がジャーナリスト等が手がける「同時代史（histoire immédiate）」、そして最後が歴史の領域での「再読、再検討あるいは批評」である。ミッテラン時代は、質量両面から言って、この第3の局面に突入しつつあるといえる。ド・ゴールがかつて述べたように「歴史は加速していく」のだろう（Peyrefitte,1994）。

これまで一次資料的な価値を持つといわれるミッテラン時代の記録は、アタリによる詳細なクロニクルもしくは大統領文書に特別にアクセスの許された2人のAFPジャーナリストによる著作集（Favier&Martin-Roland,1991 - 1995）しか存在しなかった¹。その後21世紀に入って検証の進展に大きな役割を果たしたのが、仏国立文書館（以下AN）に所蔵されている大統領府文書（文書番号5AG4）の部分的公開である。同文書は「個人およびその協力者が保管する共和国大統領2期に渡る活動にまつわる文書」と「一般的な範囲で大統領府が作成ないし受領した文書」を含み、1995年に引退を前にしたミッテランとANとの間で締約された。大統領府には1974年からAN職員が常駐し、規定に従って関係者は「紳士的に」書類を寄託するよう指示された。ポンピドゥー大統領文書は1000箱、ジスカール＝デスタン文書は4500、ミッテランのそれは1万4000が保存されているとされるから、ミッテランが2期14年在職したことを考慮しても、その量は膨大である。ANは現在、文書・書類の中のキーワードを整理する形で分類を進めており、その作業は3分の1程度まで進んでいる。公文書の記録と保存は民主主義の基礎とソフトパワーの強化につながる（日本経済新聞2005年）。

フランスでも公式文書の閲覧は1979年以降30年ルールに縛られており、さらに大統領府や首相府文書は「個人の私生活、国家の安全保障または国防に影響を及ぼす可能性」を持つため、閲覧開始時期は60年まで延長される。従って1981年の文書は早くても2041年まで閲覧はできない。フランスのこの規定は、英米と比べても極めて厳格だと評価されている（Bermond,1997）²。もっとも、部分的ではあっても閲覧の目的によっては特例（déro gation）を得ての閲覧が可能となっており、この特例措置が利用可能となったからこそ、政治的評論に留まらないミッテラン時代の学術的研究が可能となった。筆者を含め、2002年から2004年の間に461の特例の閲覧が認められているという。

管理を担当する2人のアーカイヴィスト（史料管理専門職）によれば、ミッテラン文書は、1. 大統領個人によって作成され、大統領秘書室によって寄託されたもの、2. 閣議議事録や閣僚によって作成された文書を含む大統領府事務局によって寄託されたもの、3. 大統領官房や補佐官による文書、4. 軍事関係やプロトコール、広報といった常駐部門の文書の4つから構成されている（な

お大統領府に宛てられた通常の通信文書はパリ郊外フォンテンヌブローの現代史料部門に保管されている。しかし、最大の特徴はその「その複製の拡散」にあるという (Bos&Vaisse,2005)。

歴史の守護と逸脱

1996年に設立された、前述のミッテラン研究所 (Institut François Mitterrand、以下 IFM) の設立趣意は「同時代の知識のための場所」を提供する「科学的目的」とされているが、実際は研究の場というよりも、大統領をめぐる記憶の番人としての機能を担っている (Darfeuil,2003)。英独のような政党による研究所でも (社会党の附置機関は別途存在している)、ましてや米国のようなシンクタンクでもなく (シンクタンク文化はフランスでは始まったばかりである)、飽くまでも大統領個人の権威によって設立され、権威を維持することを実質的に目的としているといえる。同研究所は、政府からの補助金に加えてミッテランの個人的ネットワークによる実業家等からの寄付によって発足し、オートクチュールのイヴ・サン＝ローランの経営者であったベルジェ氏による会員事業も行っている。

ANに保管されているミッテラン文書の閲覧許可代理人 (mandataire) は、前 IFM 事務局長でもあった歴史家ベルティノッティだが、関係者によると彼女は史料公開に前向きではなく、大統領府事務総長 (後に外相) だったヴェドリーヌが所長になってから閲覧許可が比較的容易になったといわれる。現在でもベルティノッティの許可がなければ、ANに保存されている大統領文書も閲覧できない。ちなみに彼女はパリ第七大学専任講師を務めて社会党から下院議員として2度立候補した経験を持ち、91年からミッテランに大統領府の公式な資料係として雇用された。ラクチュールといった名のある歴史家や、ヴィシー政権時のミッテランを描写して大きな反響を呼んだペアンといった職人的ジャーナリストも、研究所の協力を得られなかったと報道されている (Le Monde,10 mai 2000)。ミッテラン研究者にとって、「巫女」と形容される由縁である。IFMの「科学委員会」には名だたるアカデミシャンが参加しているが、彼らには閲覧について判断を行う権限はない。IFM 初代所長は、やはり故人と極めて親密な関係にあったデュマ元外相であり、さらにはミッテランの非嫡出子であるマザリーヌ・パンジョも運営委員に名を連ねている。ミッテランは未だに、彼を愛し愛された者たちに守られているのである。

問題は、ミッテランの「個人文書」の保管・維持を目的とする作業が在任中から進められたことから、歴史上の重大事件にまつわるものを含めて、史料の利用が制約されてしまっている可能性があることである。ANとIFM双方ともに、未だ史料目録 (inventaire) を完成させていない現在では、その検証すら難しいといえる。さらに、ミッテランはベルティノッティ氏のほか、様々な形で合計3人のアーカイヴィストを「歴史的研究」のために採用してもいる。つまり、史料の保存と整理の過程に複数人間が関わっているために、どの程度のものが、どこに存在しているのか全体像を把握することすら難しくなっているのである。もちろん、秘密裏に文書を持ち帰って保存した関係者もいる。事実、大統領府の補佐官の氏名によって分類されている史料箱の厚みと内容には大きなばらつきがある。アタリによるクロニクルに出てくる記録を裏付ける史料は、史料係によっても発見することができなかったという (Carle,1998:111)³。大統領府の実務家の机上に存在していたはずであろうレインボー・ウォリアー号爆破や盗聴事件の資料は永遠に葬られ

ることになる。

IFM が保管しているのは大統領就任以前のものであると公式的にはされるが、それ以外のものが存在していることは確実である。それというのも大統領 2 期目（1988 年～）に、府内の膨大な文書の整理・保管を目的としたアーカイヴィストが存在し、彼女は現在 IFM でその史料整理に関っている。AN と IFM に存在する文書は重複してもいる。

「ミッテランは、自分のことについてみなが自由に書くことを好んだ」と筆者に述べたのは、この当のアーカイヴィストのフランソワーズ・カルルである。「だから、私が文書を入手に渡しても彼は文句を言わないと思う」。女史は、研究のためにやってきた極東の若い研究者に、研究テーマに関連する複製文書を提供した。その恩恵に預かったのは、これまでに数多く引用したフランス人研究者だけではなかったのである⁴。

ミッテランは、事に対して分断させた複数の集団に当たらせ、唯一の情報を自らが把握する統治を常とした。そして、その死の直前まで、自宅に歴史家・アーカイヴィストを招き入れて、どのような史料を後世に残すかに余念がなかった。歴史を自家薬籠のものと考えたことすらないジスカルール＝デスタンは足を運んでその作業に注意を促したとまでいう（*Le Monde*, 10 mai 2000）。ミッテランを愛する歴史家は、ミッテランと闘わなければならないのである。

¹ もっとも、ヴェドリーヌが記すように、「万人が利用可能な資（史）料を使って歴史家の実直な仕事を行うことも可能」である（Védrine, 1996）

² なお他医療情報は最大 150 年まで閲覧開始期間が延長される。

³ もちろん、このことはアタリの記録が嘘だということではなく、その史料が開示・寄託されていないということの意味する。他方で、元国防相だったジョックスは「（アタリのクロニクルは）誤った事実で満ち溢れている」ともしている（Cited in Cohen 1998）。

⁴ 筆者が確認しただけでも、Lacouture, 1998; Joxe, 2005; Bozo, 2005; Schabert, 2002 がそれぞれカルル女史からの資料提供を受けている。

【参考文献】

- Attali, Jacques (2005) *C'Etait François Mitterrand*, Paris: Fayard.
- (1995-1998) *Verbatim*, (1-3) Paris: Fayard.
- Benamou, Geroges-Marc (2005) *Le Dernier Mitterrand*, Paris: Plon.
- Bermond, Daniel (1987) 'A qui Appartiennent les Archives des Présidents?', in *Histoire*, janvier.
- Berstein, Serge et al. (2001) *François Mitterrand, 1981-1984, Les Années du Changement*, Paris: Perrin.
- Bos, Agnès et Damien Vaisse (2005) 'Les Archives Présidentielles de François Mitterrand', in *Vingtième Siècle*, avril-juin.
- Bozo, Frédéric (2005a) *Mitterrand, la Fin de la Guerre Froide et l'Unification Allemande*, Paris: Odile Jacob. - (2005b) '1989, le retour de la question allemande: vers la réunification,' (avec Tilo Schabert; Jean Musitelli et Georges Saunier), in *La Lettre de l'Institut François Mitterrand*, no. 13, octobre.
- Carle, Françoise (1998) *Les Archives du Président. Mitterrand Intime*, Paris: Edition du Rocher.
- Chevènement, Jean-Pierre (2004) *Défis Républicains*, Paris: Fayard.
- Cohen, Samy (1998) *Mitterrand et la Sortie de la Guerre Froide*, (ed.), Paris: PUF.
- Darfeuil, Rémi (2003), *La Mémoire du Mitterrandisme au sein du Parti Socialiste*, Paris: Notes de la Fondation Jeran-Jaurès.
- Delors, Jacques (2004) *Mémoires*, Paris: Plon.
- Favier, Pierre et Michel Martin-Roland (1991-1995) *La Décennie Mitterrand*, (1-4) Paris: Seuil.
- Guédiguian, Robert (2004) *Le Promeneur de Champs de Mars*, Film Oblige.
- Joxe, Pierre, (2005) *Pourquoi Mitterrand*, Paris: Philippe Rey.

-
- Lacouture, Jean(1998) *Mitterrand. Une Histoire des Français*,t.1;t.2.Paris:Seuil.
- Mauroy,Pierre (2003) *Mémoires.Vous Mettrez du Bleu au ciel*,Paris:Plon.
- Patoz,Jacques(2005) *François Mitterrand ou le triomphe de la contradiction*, Paris: Bernard Giovanangeli.
- Peyereffite,Alain (1994) *C'Etait de Gaulle*,Paris:Fayard.
- Rocard,Michel (2005) *Si La Gauche savait...*, (avec Geroges-Marc Benamou), Paris:Robert Laffont.
- Schabert,Tilo (2002) *Wie Weltgeschichte gemacht wird.Frankreich und die Deutsche Einheit*, Stuttgart, J.G: Klett-Cotta, (*Mitterrand et la Réunification Allemande*, Paris:Grasset, 2005).
- Yonnet, Pierre (2003)*François Mitterrand le Phénix*, Paris:Editions de Fallois.
- 日本経済新聞 (2005年)「『現代』を歴史に刻む - アーカイブズの今」(夕刊、6月6日~20日)

刊行物一覧

英文ジャーナル (発行本研究科・編集 ICCLP)

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 1, 2004.3.31

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 2, 2005.3.31

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 3, 2006.3.31

ICCLP Publications (英語・日本語他)

No.1: *Japanese Reports for the 13th International Congress of Comparative Law*
(1990.8.19-24), 1991.5.1

No.2: *Proceedings of the International Colloquium of the International Association of Legal Science: The Social Role of the Legal Profession* (1991.9.3-6), 1993.2.1

No.3: *Proceedings of the Symposium: 'Dutch and Japanese Laws Compared'* (1992.11.9-10),
1993.3.1

No.4: *Japanese Reports For the 16th International Congress of Comparative Law* (August
1994.7.31-8.6), 1995.3.1

No.5: 日本ブラジル比較法シンポジウム報告集/ *Relatório do Simpósio de Direito Comparado: Brasil-Japão* (1998.8.25-26), 1999.6.30

No.6: 設立5周年記念シンポジウム報告集/ *Proceedings of the 5th Anniversary Comparative Law and Politics Symposium* (1998.11.26), 1999.11.30

No.7: *Anglo-Japanese Academy Proceedings* (2001.9.4-9), 2002.3.25

No.8: 日伯比較法政及び在日ブラジル人就業者に関するシンポジウム報告集/ *Relatório do Simpósio Internacional de Direito Comparado: Trabalhadores Brasileiros no Japão*
(2002.8.26-31), 2003.3.31

No.9: *The Proceedings of the Second Anglo-Japanese Academy* (7-11 January 2006), 2006.3.31

Annual Report (英語・日本語版付)

ICCLP Annual Report 2003, 2004.3.31

ICCLP Annual Report 2004, 2005.3.31

Review (英語・日本語)

ICCLP Review:

1 - 1号, 1998.3.31; 1 - 2号, 1998.9.30; 2 - 1号, 1999.3.31; 2 - 2号, 1999.9.30; 3 - 1号, 2000.3.31;
3 - 2号, 2000.9.30; 4 - 1号, 2001.3.31; 4 - 2号, 2001.9.30; 5 - 1号, 2002.3.31; 5 - 2号,
2002.10.31

Newsletter (英語・日本語)

ICCLP Newsletter:

No.1, 1996.4.1; No.2, 1996.4.1; No.3, 1996.7.10; No.4, 1996.11.30; No.5, 1997.3.10; No.6, 1997.9.30

比較法政研究シリーズ

第1号 『ローン・パーティシペーション』 山根真文、2000.2.29

第2号 『開発途上国の累積債務問題と法』 足立 伸、2000.2.29

第3号 『地方政府の財政自治と財政統制（日米比較論）』 小滝敏之、2002.6.30

第4号 『法人の刑事処罰について』 高崎秀雄、2003.11.30

第5号 『インターネット時代の証券取引規制』 大崎貞和、2004.12.15

第6号 『EU労働法形成過程の分析（1）』 濱口桂一郎、2005.9.1

第7号 『EU労働法形成過程の分析（2）』 濱口桂一郎、2005.9.1

ヨーロッパ政治研究叢書（発行 21 世紀 COE プログラム「先進国における〈政策システム〉の創出」、
編集 ICCLP）

第1号 『混迷のドイツ (Germany in Deadlock)』 安井宏樹 2005.7.31

第2号 『開発援助における内在的限界(The Inherent Limitations of Development Aid)』 元田結花
2005.9.15